

令和元年5月10日

令和元年第2回和束町議会臨時会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和元年第2回和東町議会臨時会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和元年5月10日(金)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 2時44分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊彦
3番	藤	井	清隆	4番	村	山	一彦
5番	吉	田	哲也	6番	井	上	武津男
7番	岡	田	泰正	8番	岡	本	正意
9番	畑		武志	10番	小	西	啓

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代

書 記 今西靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
国保診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高山豊彦

3番 藤井清隆

## 議事日程（第1号）

町長自己紹介・あいさつ

議員自己紹介

副町長以下管理職自己紹介

議会事務局職員紹介

臨時議長紹介

開会及び開議宣言

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

（追加1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 議会広報編集委員の選任について

日程第 8 一部事務組合議会議員の選挙

日程第 9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 10 京都地方税機構広域連合議会議員の選挙

日程第 11 相楽東部広域連合議会議員の選挙

日程第 12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 1 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等  
の一部を改正する条例）

議案第 2 5 号 和東町税条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 2 6 号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第 1 号）

（追加 2）

日程第 1 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○事務局長（島川昌代君）

皆さん、おはようございます。本日は、大変ご苦勞さまでございます。これより、着座にて失礼いたします。

皆様には、このたびの和東町議会議員一般選挙におかれまして当選されましたこと、まことにおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております日程により議事を進めてまいります。

初めに、町長から自己紹介とご挨拶をお願いいたします。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

和東町長の堀でございます。今後ともひとつご指導のほどよろしくをお願いいたします。

議員の皆様方におかれましては、このたびの町議会議員の選挙において当選されてきて、まことにおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

令和の時代に入ったわけでございます。和東町のまちづくり、これまでの住民と協働して進めてまいりました茶源郷の実現ですね、住民との交流を深めていく中で築いていこうということを柱にしながら進めてまいりました。そのことに合わせて、犬打峠のトンネル化が着手されてまいりました。こうした状況を見据えたまちづくりがこれからの大きな課題であろうと、このように考えております。そうしたときにですね、こうして皆様方と議員と一緒にこういった課題、これからのまちづくりに取り組んでいけることをうれしく思うと同時に、今後とも議員の皆様方の一層のご指導・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、本日はお忙しい中ではございますが、令和に入って最初の臨時議会、第 2 回の臨時議会を招集させていただいたわけでございますが、非常にお忙しい中、全員の議員の皆さんにご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回提案させていただいた内容につきましては、ご案内のとおり、専決案件2件、条例改正等2件、そういった議案を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれも原案どおりご承認いただきますことをお願いいたしまして、最初に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。

○事務局長（島川昌代君）

続きまして、議員の自己紹介を自席にてお願いいたします。

私から向かいまして左側、1番議席に着席の議員さんからよろしくお願いいたします。

○1番（高山豊彦君）

おはようございます。高山豊彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（藤井清隆君）

藤井清隆でございます。

縁がありまして議員にならせていただきまして、2期目も何とか縁がありまして、また続けさせていただくようになりました。今後は地域づくり、また地元のため、和東町のため、美しい和東町づくりに尽力いたしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○3番（村山一彦君）

村山一彦でございます。よろしくお願いいたします。

○4番（吉田哲也君）

吉田哲也でございます。

3期目を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひします。

○5番（井上武津男君）

井上武津男でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○6番（岡田泰正君）

おはようございます。岡田泰正でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○7番（畑 武志君）

畑 武志です。どうぞよろしくお願ひします。

○8番（岡本正意君）

おはようございます。岡本正意です。よろしくお願ひいたします。

○9番（小西 啓君）

小西 啓です。

○10番（岡田 勇君）

岡田 勇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長（島川昌代君）

続きまして、本日出席いたしております副町長以下管理職の自己紹介をお願ひいたします。

順序は、右側、副町長から順次お願ひいたします。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。副町長の奥田でございます。どうかよろしくお願ひします。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。総務課長の岡田でございます。

よろしくお願ひいたします。

○総務課行財政担当課長（藤原秀太君）

皆様、おはようございます。4月1日付で京都府のほうから総務課行財政担当課長として着任いたしました藤原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。福祉課長の北でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。税住民課長の細井です。どうぞよろしく願いいたします。

○会計課長（瀧村幸代君）

おはようございます。会計課長の瀧村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○農村振興課長（東本繁和君）

おはようございます。農村振興課長の東本でございます。よろしく願いいたします。

○建設事業課長（馬場正実君）

皆さん、おはようございます。建設事業課長の馬場でございます。よろしく願いいたします。

○地域力推進課長（草水清美君）

おはようございます。地域力推進課長の草水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○人権啓発課長（井上順三君）

おはようございます。人権啓発課長の井上でございます。どうぞよろしく願いします。

○国保診療所事務長（久保順一君）

おはようございます。国保診療所事務長の久保でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（島川昌代君）

なお、私は、議会事務局長の島川でございます。前の書記席におりますのが、書記の今西でございます。よろしく願い申し上げます。

以上で紹介を終わります。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されておられませんので、その間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の岡田 勇議員をご紹介します。

○臨時議長（岡田 勇君）

ただいま紹介されました岡田 勇でございます。

地方自治法第107条の規定によって臨時議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、令和元年和束町議会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（岡田 勇君）

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（岡田 勇君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（岡田 勇君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、お名前を呼び上げます。

1 番議席 高山 豊彦議員、 2 番議席 藤井 清隆議員

3 番議席 村山 一彦議員、 4 番議席 吉田 哲也議員

5 番議席 井上武津男議員、 6 番議席 岡田 泰正議員

7 番議席 畑 武志議員、 8 番議席 岡本 正意議員

9 番議席 小西 啓議員、 10 番議席 岡田 勇議員

○臨時議長（岡田 勇君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○臨時議長（岡田 勇君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち小西 啓議員 5 票、岡田泰正議員 3 票、岡本正意議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、小西 啓議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 (岡田 勇君)

ただいま議長に当選された小西 啓議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

小西 啓議員、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○議長 (小西 啓君)

議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

さきの 4 月の選挙で当選されまして、元号も令和に変わり、気持ちを新たにして、きょう、議会に出席されていることと思います。

今、地方議会はということをもスコミ等で問われております。和束町議会も今そのような問われ方をするであろうと思っております。議員の皆様と和束町議会、我が町の議会のあり方を考えていきたいと思っております。

議長に就任させていただきまして、私は誠心誠意を持って議会を皆様の先頭に立って率いていく覚悟をしております。どうか議員各位のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長 (岡田 勇君)

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

小西 啓議長、議長席にお着き願います。

○議長（小西 啓君）

ただいまから暫時休憩いたします。

職員の皆さんは3階から離れないようお願いいたします。

休憩（午前9時52分～午前9時57分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第1号の追加1を本日の日程に追加することに決定いたしました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高山豊彦議員、2番、藤井清隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長 (小西 啓君)

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○議長 (小西 啓君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長 (小西 啓君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長 (島川昌代君)

それでは、お名前を呼び上げます。

1番議席 高山 豊彦議員、2番議席 藤井 清隆議員

3番議席 村山 一彦議員、4番議席 吉田 哲也議員

5番議席 井上武津男議員、6番議席 岡田 泰正議員

7番議席 畑 武志議員、8番議席 岡本 正意議員

10番議席 岡田 勇議員、9番議席 小西 啓議員

○議長（小西 啓君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

3番、村山一彦議員、4番、吉田哲也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小西 啓君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち岡田 勇議員5票、井上武津男議員3票、岡田泰正議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、岡田 勇議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（小西 啓君）

ただいま副議長に当選されました岡田 勇議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

岡田 勇議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（岡田 勇君）

ただいま副議長に推挙いただきました岡田 勇でございます。

先ほど議長が申されたとおり、ことしは令和元年ですので、心を新たに一から、議長ともども住民のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお

願いをいたします。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午前10時09分～午前10時16分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

なお、氏名柱の議席番号については、次回定例会までに記入させていただきますので、ご了承願います。

ただいまから暫時休憩いたします。

議員各位には、休憩中に議席表のとおり議席の交代をお願いいたします。この間、議員全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

休憩（午前10時17分～午前10時45分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、常任委員会の委員を報告いたします。

総務厚生常任委員会、高山豊彦議員、村山一彦議員、井上武津男議員、岡田泰正議

員、小西 啓議員、産業常任委員会、藤井清隆議員、吉田哲也議員、岡本正意議員、畑 武志議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

ただいま常任委員の選任が終わりました。

これより本会議を休憩し、その間、各常任委員会の初会議を開き、委員長及び副委員長を選任をお願いいたします。

なお、部屋の割り振りを申し上げます。

総務厚生常任委員会は議員控室で、産業常任委員会は委員会室をお願いいたします。

なお、委員長が選任されますまでは、年長の委員が臨時委員長として職務を行うようお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午前10時46分～午前10時52分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

各常任委員会より、委員長、副委員長の選任について報告がありましたので、局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、常任委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長、岡田泰正議員、副委員長、村山一彦議員、産業常任委員会委員長、吉田哲也議員、副委員長、藤井清隆議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、議会運営委員会の委員を報告いたします。

議会運営委員会、高山豊彦議員、吉田哲也議員、岡田泰正議員、畑 武志議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午前10時54分～午前11時00分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

議会運営委員会委員長、畑 武志議員、副委員長、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

日程第7、議会広報編集委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、議会広報編集委員会の委員を報告いたします。

議会広報編集委員会、高山豊彦議員、井上武津男議員、岡本正意議員、畑 武志議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元の配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会広報編集委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午前11時02分～午前11時09分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会広報編集委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

それでは、議会広報編集委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

議会広報編集委員会委員長、岡本正意議員、副委員長、井上武津男議員、以上でございます。

○議長（小西 啓君）

続いて、次の日程に入る前に議員の就任機関等の構成について局長から報告させます。

○事務局長（島川昌代君）

議長の命によりまして、議員の就任機関等の構成につきまして報告いたします。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽郡広域事務組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合の三つの組合議会があります。

また、本町の議会議員が構成員となる広域連合議会には、京都府後期高齢者医療広域連合議会、京都地方税機構広域連合議会、相楽東部広域連合議会の三つの広域連合議会があります。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

日程第8、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽郡広域事務組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、以上の一部事務組合があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽広域事務組合議会議員には、私、小西 啓と岡田 勇議員、相楽中部消防組合議会議員には私、小西 啓と岡田 勇議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には畑 武志議員と岡田泰正議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました各議員が一部事務組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各議員が一部事務組合議会議員に当選されました。

したがって、各一部事務組合議会議員は、選挙の結果、相楽郡広域事務組合議会議員には、私、小西 啓と岡田 勇議員、相楽中部消防組合議会議員には、私、小西 啓と岡田 勇議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には、畑 武志議員と岡田泰正議員、以上の各議員がそれぞれ当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員には、村山一彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村山一彦議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村山一彦議員が、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第10、京都地方税機構広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構広域連合議会議員には、井上武津男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました井上武津男議員が、京都地方税機構広域連

合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井上武津男議員が、京都地方税機構広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いたします。

日程第11、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には、岡田 勇議員と畑 武志議員、藤井清隆議員、高山豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました岡田 勇議員と畑 武志議員、藤井清隆議員、高山豊彦議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、岡田 勇議員と畑 武志議員、藤井清隆議員、高山豊彦議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いた

します。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 17 分～午前 11 時 27 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

条例、慣習により、議員がするとされる「長の機関等」の委員については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

この後すぐ玄関前で写真を撮りたいと思いますので、参集してください。

よろしく願いいたします。

休憩（午前 11 時 28 分～午後 1 時 30 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成 31 年度税制改正大綱が決定され、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成 31 年 3 月 29 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、関連する和束町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。今回提案させていただいた次第

であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長、どうぞ。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第1号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第1号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月10日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

和東町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 専決理由 地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日に施行されることに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議長のお許しをいただいておりますので、議案の内容につきまして、条例改正の内容につきましては、資料No.1の5ページでございます和東町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例 概要によりまして説明させていただきます。

改正の理由につきましては、提案理由等と重複いたしますので割愛させていただきます、2番の改正概要でございます。

まず、第2条の課税額におきまして、課税限度額の引き上げがございます。

基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額が58万円から61万円に3万円引き上げされるものでございます。

続きまして、第23条の国民健康保険税の減額の条でございますが、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ということで、まず1点が先ほどの第2条の改正に伴う改正のものと5割減額の対象となるところでございまして、所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額ということで、改正前が27万5,000円、改正後が28万円、また、2割減額の対象となるところでは、改正前が50万円、改正後が51万円の改正内容となっております。

改正条例の施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

8番、岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回の国保税条例の改正についてでありますけども、今、説明がありましたように、国のほうの法改正に基づくものでありますけども、確認をしておきたいと思っております。

今の第2条関係の限度額の引き上げについてですけども、今回61万円に医療分について引き上げになるというふうに説明がありましたけども、この影響についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

影響ということで、今回の引き上げに伴いましてどのような差が出るかということのご質問だと思います。

今年度の課税につきましては6月でございますので、30年度の課税をベースにお答えさせていただきたいと思います。

30年度は課税限度額が58万円でございます。今回61万円ということで、当初の課税額ですね、限度額適用前の課税額が58万円から61万円の間にある世帯につきまして影響が出るというふうに考えます。30年度をベースにその数字を見直しましたところ、1世帯がそれに該当します。

限度額適用前の課税額が58万4,500円という世帯がございました。限度額が58万円でしたので58万円ということになるんですが、数字はそのままでございますら、今年度の限度額の引き上げによりまして58万4,500円が課税額になるということで、4,500円アップされるということになるということでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それと、もう1つの5割軽減、2割軽減の金額の改正でありますけども、これについて今回の改正によってどのような影響が出るかについて説明いただきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今回の改正によりまして、減額を受けられる世帯の範囲が広がるというふうにとらえております。

こちらにつきましても、30年度の課税の状況をもとにお答えさせていただきたいと思うのですが、まず、2割軽減のほうなんですけれども、今まで軽減対象外であった世帯が今回の措置によりまして2割軽減の対象となる、その世帯につきましては6世帯、また、今まで2割軽減であったけども、今回の措置によりまして5割軽減になるという世帯につきましても6世帯、それぞれ6世帯ずつということになります。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今の説明にありましたように、いわゆる限度額の引き上げというのは基本的には増税ということになります。しかし、今回の改正を和東町の実態から考えますと、いわゆる5割軽減、2割軽減の対象が一定広がるということもありますので、今回の改正については賛成いたしますけれども、ただ、やはり前にも言うておりますように、国保税全体自身が大変高い状況があります。それ自身は大変変わっていない状況もありますので、国に対してもしっかりと知事会等の要望されてますように、思い切った財政出動をしていただいて、全体として引き下げが実現できるように、町長にはそういった要望に努めていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例等の一部を改正する条例」、議案第25号 和東町税条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

それでは、提案理由を申し上げます。

最初に、承認第2号でございます。専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成31年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関連する和東町税条例等の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第であります。

議案第25号 和東町税条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行うこと等を柱とした平成31年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要が生じたため、今回提案させていただきました。

承認第2号、議案第25号、いずれにつきましても原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第2号と議案第25号につきましてご説明申し上げます。

まず、承認第2号でございます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第2号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月10日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

和東町長 堀 忠 雄

1. 専決事項 和東町税条例等の一部を改正する条例

2. 専決理由 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ平成31年3月29日に公布されたことに伴い、和束町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

こちらにつきましても議長のお許しをいただいておりますので、資料No.2の16ページにございます和束町税条例等の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきますと思います。

1の改正理由につきましては、提案理由と重複いたしますので、割愛させていただきます。

2番の改正概要でございます。

まず、個人町民税でございますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除【附則第7条の3の2】に当たりますが、こちらの部分で住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充ということで、現行、平成22年度から平成43年度、令和でいいますと13年度が現行の規定でございますが、改正によりまして、平成22年度から平成45年度、令和でいいますと令和15年度まで延びるということでございます。

あと1点が、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止というのが個人町民税に係る改正の内容でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。

軽自動車税の税率の特例ということで、こちらにつきましては附則第16条の改正に当たります。

軽自動車税のグリーン化特例について、3段階で改正する第1段階の改正内容となっております。重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除するものでございます。

三つ目としまして、大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置ということで、こちらにつきましては、平成30年改正条例第1条の部分でございますが、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置についての規定でございます。

4点目、その他法律、政令改正によりまして、条項番号に変更、あるいはズレが生じたことに伴います整理として、その他もろもろの改正となっております。

改正条例の施行日は、平成31年4月1日でございます。

続きまして、議案第25号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第25号

#### 和束町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年5月10日 提出

和束町長 堀 忠 雄

こちらにつきましても、議長のお許しをいただいておりますので、資料の14ページ以降、概要をつけております。こちらによりまして説明をさせていただきたいと思っております。

1番の改正理由につきましては、提案理由と重複いたしますので、割愛させていただきます。

2番の改正概要でございます。

今回の改正につきましては、第1条から第3条まで3条立ての改正となっております。

まず、第1条による改正では、個人住民税では、第34条の7等で寄附金税額控除の規定がございますが、個人住民税における都道府県等、市町村も含みますが、都道

府県等に対する寄附金、いわゆるふるさと納税に係る寄附金税額控除についての見直しの規定となっております。

続きまして、第2条による改正でございます。

まず、個人住民税では、町民税の申告ということで、第36条の2、申告書記載事項の簡素化が盛り込まれております。

また、第36条の3の2では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加がございます。

また、第36条の3の3で、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の項で、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加がうたわれております。

続きまして、軽自動車税でございますが、軽自動車税の環境性能割の非課税ということで、こちらは附則第15条の2の改正でございます。非課税とする臨時的軽減の規定を新設されております。令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車に係る環境性能割について、税率1%分を軽減する特例措置を講ずるということでございます。

表をつけておりますが、この措置を講ずる前の税率、もともと非課税の分につきましては、本措置を講じた後の税率の非課税でございますが、電気自動車と車の後ろに燃費基準のシールが張られている車をよく見かけますが、そちらに★印がついておりますが、この★が四つ、かつ2020年度燃費基準+10%達成車、これは本措置を講じた後も非課税でございます。

また、1%の分につきましては、★が四つ、かつ2020年度燃費基準達成車、こちらが1%軽減されて非課税となるということでございます。

上記以外が2%で、こちらにつきましては、本措置を講じた後が1%となります。

続きまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例ということで、附則第15条の2の2の規定でございますが、環境性能割の賦課徴収の特例の新設ということで、

資料をめぐっていただきますが、環境性能割が非課税または1%かの判断は、当分の間、国土交通大臣の認定に基づき都道府県知事が行うとされます。

続きまして、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。こちらについては、附則第16条の改正ですが、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正する第2段階、専決のほうでは第1段階でございました。こちらのほうは第2段階ということで、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設するものとなっております。

内容といたしまして表をつけておりますが、自動車の燃費性能等ということで、電気自動車等につきましては、平成31年4月から令和3年3月までの間に購入されたものにつきましては、税率をおおむね75%軽減、★が四つ、かつ2020年度の燃費基準+30%達成車につきましては、税率をおおむね50%軽減、★が四つ、かつ2020年度燃費基準+10%達成車につきましては税率をおおむね25%軽減者ということになっております。

次に、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。

こちらにつきましては、附則第16条の2の改正でございますが、種別割の賦課徴収の特例の新設ということで、環境性能割が非課税、または1%かの判断は、国土交通大臣の認定に基づき町長が行うということになっております。

最後に、第3条による改正でございます。

まず、個人住民税では、個人の町民税の非課税の範囲【第24条】の改正でございますが、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加ということで、児童扶養手当の支給を受けている児童の父、または母のうち現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者を個人住民税の非課税措置の対象に加えるという内容でございます。

次に、軽自動車税でございますが、軽自動車税の種別割の税率の特例ということで、附則第16条の第5項の改正でございます。

令和４年度分及び令和５年度分の軽課を、対象を電気軽自動車等に限った上で新設されます。

表をつけておりますが、自動車の燃費性能等で、電気自動車等が平成３年４月から令和５年３月までの間に購入されたものでは、税率をおおむね７５％軽減となっております。★が四つ、かつ２０２０年度燃費基準＋３０％達成車、★が四つ、かつ２０２０年度燃費基準＋１０％達成車につきましては、軽減なしでございます。

そのほか政令改正等により条項番号に変更やズレが生じたことに伴う整理でございます。

改正条例の施行日でございますが、第２条及び附則第７条の規定、第２条のうち次の２番に掲げる改正規定は除きますが、令和元年１０月１日、第２条中和東町税条例第３６条の２中第９項を第１０項とし、第８項を第９項として、第７項を第８項とし、第６項の次に１項を加える改正規定並びに第３６条の３の２、第３６条の３の３及び第３６条の４第１項の改正規定並びに附則第３条の規定につきましては、令和２年１月１日、第３条中和東町税条例第２４条の改正規定及び附則第４条の規定につきましては令和３年１月１日、第３条中、先ほどの３番に掲げる改正規定を除く部分及び附則第８条の規定につきましては令和３年４月１日、以上のもの以外につきましては、令和元年６月１日、ことし６月１日の改正となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

村山議員。

○４番（村山一彦君）

文章がわかりにくいので、かいつまんで説明を願いたい項がありますので、願いたします。

１６ページですけども、２の２、軽自動車税の重課を平成３１年度に限ったものと

し、平成29年度分の経過を削除となっておりますが、この意味が、私が勉強不足かわかりませんが、説明のほう、重課、軽課、その辺の説明もお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、軽課といいますのは、グリーン化特例ということで、環境性能のいい車については税金を安くしましょうというものでございます。

それから、重課、重く課税するということになるかと思いますが、いわゆる古い車ですね、今の燃費基準には達していないとか、古い基準の車につきましては税金を重くさせていただくと、そういう内容でございます。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和束町税条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の等一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

議案第25号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第25号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第26号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第26号の提案理由を申し上げます。

令和元年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、災害復旧事業費、和東運動公園の照明装置の修繕について予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第26号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第26号

令和元年度和東町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ894万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,314万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(会計年度の名称)

第3条 平成31年度和東町一般会計予算における元号の表示について、「令和」に統一する。

令和元年5月10日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入で、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15款国庫支出金、2億3,244万2,000円、533万6,000円、2億3,777万8,000円。

16款府支出金、1億8,649万2,000円、47万2,000円、1億8,696万4,000円。

20款繰越金、500万円、53万7,000円、553万7,000円。

22款町債、4億1,030万円、260万円、4億1,290万円。

歳入合計、32億3,420万円、894万5,000円、32億4,314万5,000円でございます。

次に、めくっていただきまして、歳出でございます。

こちらについても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、6 億 6 8 1 万 3, 0 0 0 円、9 4 万 5, 0 0 0 円、6 億 7 7 5 万 8, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費、7, 1 5 1 万 5, 0 0 0 円、8 0 0 万円、7, 9 5 1 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。

#### 1. 変更

起債の目的、補正前、限度額、記載の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

災害復旧事業、2, 7 2 0 万円、証書借入又は証券発行、年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後についてでございますが、限度額 2, 9 8 0 万円でございます。

記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、予算に関する説明書 No. 2 6、令和元年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでにつきましては総括ですので、議案と重複しますので省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2 歳入でございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金、補正額 5 3 3 万

6,000円でございます。

これにつきましては、1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金533万6,000円を計上させていただいております。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、47万2,000円。

これについては、1節総務管理費補助金ということで、市町村体制づくり交付金、和東運動公園のグラウンド照明修理に係ります交付金47万2,000円を見込んでおります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、53万7,000円の補正額でございます。

これにつきましては、1節前年度繰越金ということで、純繰越金53万7,000円を計上させていただいております。

22款町債、1項町債、9目災害復旧債、260万円の補正額でございます。

2節公共土木施設災害復旧費ということで、道路災害復旧事業債260万円を見込んでおります。

続きまして、7ページ、8ページをよろしく申し上げます。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目活性化対策費、補正額94万5,000円でございます。

これについては、11節需用費ということで、和東運動公園グラウンド照明に係る修繕費94万5,000円でございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費、800万円の補正でございます。

15節工事請負費ということで、町道白栖別所線、北部幹線1号に係る追加分といたしまして、道路橋りょう災害復旧工事費800万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

9番、畑議員。

○9番（畑 武志君）

今回800万円の道路災害が出ております。これは北部幹線の位置づけということですね。建設事業課長、これでよろしいですね。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

北部幹線第1号白栖別所線でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

これはこれでわかりました。

実はこれに災害復旧に関連して建設事業課長に一つだけお聞きいたします。

去る3月の災害の工事の中で、課長の地元であろうかと思えます。白栖区内の神社というか、一番奥のほうです。そこで工事がやられとったわけでございますが、持ち主の了解も得ずに山の中へ重機を入れて、そして後で了解したと。ちょっと行き先が違うんですよ。それについて課長はご存じでしたか、どうでしたか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、そういう事象が本年3月に発生しております。事業につきましては、平成

30年発生の災害復旧事業でございます。業者のほうは、さきに重機を持ち込んだということもございまして、重々注意をし、提示をさすようにはしております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

課長が言われたとおりと思います。

実は、この工事については地元の方々は喜んでおられるんです。ところが、人の土地に黙って入ってね、後で了解を得たと。こんなばかなことがありますか。何かをやるについてもルールというものがあるんですよ。そのルールなしで、さきに機械入れて、当然、機械でやらなできない仕事ばかりでございます。機械をさきに入れながら、後で実はこうでしたと、こんなもん住民をばかにしたやつですよ。現実そういうことがあって、どのように注意されたんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

経過を説明させていただきます。

この発注につきましては、2月に工事を発注しておりまして、その工事は災害復旧でございますので、何カ所かまとめた形の発注をしておりました。白栖地内で3カ所の工事と舗装復旧1カ所ございまして、そのうちの2カ所目の工事に1カ所目の工事が終わった後にその現場に重機を運んだというのが実際の状況でございます。運んだ段階で置いてもらったらよかったですけども、そのままその下の河川に重機をおろすということで、個人さんの山の中を重機で歩いたというのが現実でございます。現場には区長さんとそれから地元の土地所有者さんと立ち会いのもとに業者のほうに注意をしまして、原状復帰をするようにという話をさせていただきました。あとは、まことに申しわけないですけども、民・民のになりますので、業者さんと個人さんとの

間で最終は整理をしていただいたということにはなります。うちのほうも立ち会いをしておりまして、行政に対しては十二分に注意はしております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

最後にしますけどね、今、課長が言われたとおり、実はそうなんです。さきに機械をほうり込んでいってから、後で了解を得ると。山の持ち主は、木の価値はないから構いませんよということは本人かて納得されております。でも、人の屋敷に黙って入っていったら一緒なんです。そんなルールを守れないこと、入札のときに既にやっておられると思うんです。これ以上言いませんけど、今後二度とないように、こういう指導は徹底してほしいと思います。

いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回の事象につきましてはまことに住民にご迷惑をかけたということは、重々、私のほうも反省をしているところでございます。真摯に受けとめ、今後このような事態が発生した場合には、しかるべき措置をとっていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

8番、岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最初に、活性化対策費の関係の照明装置の改修についてですけども、この辺の具体的な中身について説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、和東運動公園のグラウンドのバックネットに向かいまして左側全灯8灯でございます。それと右側が3灯、点灯しない状況でございます。もう既に町外からの利用の申請も来ておりまして、早急に修理しなきゃならないという状態でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

わかりました。

それと、災害復旧の関係ですけれども、これら先ほど来ありましたように、別所地内の去年でしたかね、災害、大雨なのか、その前の地震なのかといったこともありましたけれども、いずれにしましても、大きな陥没をして通行どめになっている部分だと思うんですけれども、今回の800万円の補正というのは、工事の関係でいいますと、どういった必要性で補正されたか説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

当初の予算を上回る被害額が発生したというのが大きな原因でございます。当初、この工事につきましては、災害につきましては、平成30年7月5日から31年2月12日の間に発生した地すべり災ということで、地すべりが起因する道路災害ということで、3月に災害査定を受けております。この関係で、当初の被災額で、当初予算時に予算を計上しておりましたが、精査した中で若干の費用が変わってきたというの

が1点。

もう1点につきましては、各年度ごとの中で物価の上昇等も含めながら単価の修正が入ります。この単価補正の部分を含んで800万円の増をさせていただいております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、今回この工事が行われる予定もありまして、大変長期に通行どめになっているわけですが、こういった工事を行う中で、大体いつごろをめどに通行を再開できるというふうなめどがあるのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今回の工事につきましては、土工、それから鋼管杭工、集水ボーリング工、コンクリートブロック積み工、巻き立てコンクリート工、舗装工という工種によって復旧をさせていただきます。大きな事業工事につきましては、ボーリングで横穴をあけて地下水を下げる工事です。

それを行うのと、今度は地すべりでありますので、土塊がすべっている部分をとめるための杭を17本ほど打ちます。約2メートルピッチでコンクリートの杭を打つ予定をしております。

この関係で、この時期に補正をさせていただく理由につきましては、今の工程でいきますと、この工事の発注を5月末から6月当初に予定をしております。その後、杭の発注をかけてから約3カ月から4カ月の日数がかかるということがございます。そうなりますと、17本の杭ができ上がって、現場に工事が入るとなりますのが大体1

1 月前後になると思います。ですので、工事につきましては、令和元年度末をめどに工事を完成させていきたいということで、今、準備を進めているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

いわゆる今年度いっぱいかかってということですから、実際に開通ということになりますと、来年度当初ぐらいになるというような今のお話だというふうに思うんですけども、もちろん地すべり等の事象によって起こっていることですから、万全を期して、災害地がないようにやっていただく必要があるんですけども、ただ、この幹線については町にとっても大変重要な道路ということで、実際、あそこが通れないことで不便をされているということも多くあるというふうに思います。

特に地元の地域のほうでは、そこが通れないことで次の向こうの集落まで行くのにどうしても地域の中を通っていかないといけないという状況が出ております。それによっていろいろ交通の関係等ですね、細い道ですので、大変危険なことも含めて危惧されている部分あるんですけども、そういったことについて、まだ1年ぐらいかかるという答弁ですので、その辺の安全対策も含めて、その辺は町としてはどのようにお考えですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

確かに岡本議員がおっしゃられるとおり、現在は通行どめで、ほぼ1年近い通行どめが、今、発生しております。通行については十二分に安全性を担保できるような形での確認等はさせていただいておりますが、何分、今までほとんどの方が上のほうに回って出ておられる方が多かった関係もありまして、和東大橋のほうに向けての通行車両も多くなっております。その辺につきましては十二分に注意喚起をし、通行に支

障のないように努力したいと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、町内の方はもちろんなんですけども、また仕事の関係で車両を入れられる方ももちろん日常的にあると思うんですけどね、いわゆる観光等で訪れて、いろいろと回ってこられる方も、徒歩も含めてですけども、おられます。そういう点で、そういった不測の事故等がないように、一定、当該の箇所につきましては大変狭隘な道路事情であることも含めて、啓発のほうも含めてやっていただきたいというように思いますけども、その辺、もう一度お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

まだ工事が入っていないという状況の中でございます。一番の問題は、今後、工事が発注したときに、また工事車両等も若干ふえたりもします。その辺も含めて、請負業者さんが決まり次第、その辺も注意しながら工事をできるだけ早い時期に完成できるよう、また地元に対しては、ある一定の啓発もさせていただきながら動かしていきたいと思っておりますので、住民のご理解のほうをお願いしたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第26号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後2時22分～午後2時37分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいま町長から、同意第1号 監査委員の選任についての議案が提出されました。

これをお手元に配付いたしました。

日程第1号の追加2として議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、お手元に配付の日程に基づき、第1号の追加2として議題とすることに決定いたしました。

日程第1、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村山一彦議員の退場を求めます。

（村山一彦議員退場）

○議長（小西 啓君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第1号の提案理由を申し上げます。

和東町監査委員に村山一彦氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を賜りたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、同意第1号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

同意第1号

#### 監査委員の選任について

下記の者を和東町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 京都府相楽郡和東町大字園小字下出40番地

氏 名 村山一彦

生年月日 昭和26年9月1日

令和元年5月10日 提出

和東町長 堀 忠 雄

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

お諮りいたします。

本案については人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意すること決定いたしました。

(村山一彦議員入場)

○議長（小西 啓君）

ただいま監査委員に村山一彦議員が同意されましたので、その旨、告知いたします。

日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

第2回の臨時議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずはもって、予定させていただきました原案につきまして、全て原案どおりご承認いただきましたことをありがとうございました。

そして、今回の臨時議会では、議会構成を新しくされました。小西新議長のもと、今後とも和東町のまちづくりにご指導・ご支援・ご協力賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ですが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これもちまして、令和元年和東町議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

午後2時44分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和元年7月12日

和東町議会議長 小 西 啓

和東町議会臨時議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃

和東町議会議員 藤 井 清 隆